

平成23年2月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「予算案」 28件	
1	平成23年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	平成23年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	平成23年度秋田市市有林会計予算の件	
4	平成23年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	平成23年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	
6	平成23年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
7	平成23年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
8	平成23年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	
9	平成23年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	
10	平成23年度秋田市介護保険事業会計予算の件	
11	平成23年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件	
12	平成23年度秋田市病院事業会計予算の件	

- | | |
|----|---------------------------------|
| 13 | 平成23年度秋田市水道事業会計予算の件 |
| 14 | 平成23年度秋田市下水道事業会計予算の件 |
| 15 | 平成23年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件 |
| 16 | 平成22年度秋田市一般会計補正予算（第11号）の件 |
| 17 | 平成22年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）の件 |
| 18 | 平成22年度秋田市市有林会計補正予算（第2号）の件 |
| 19 | 平成22年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件 |
| 20 | 平成22年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第3号）の件 |
| 21 | 平成22年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件 |
| 22 | 平成22年度秋田市老人保健医療事業会計補正予算（第1号）の件 |
| 23 | 平成22年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）の件 |
| 24 | 平成22年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の件 |
| 25 | 平成22年度秋田市病院事業会計補正予算（第2号）の件 |
| 26 | 平成22年度秋田市水道事業会計補正予算（第3号）の件 |

27	平成22年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	
28	平成22年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）の件	
「 条 例 案 」 9 件		
29	秋田市犯罪被害者等支援条例を設定する件	<p>○設定理由</p> <p>犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例は、犯罪被害者等基本法に定める基本理念にのっとり、市および市民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復および軽減を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 2 市は、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、施策を総合的に実施すること等とする。 3 市民は、犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならないこと等とする。 4 市長は、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援推進計画を定めなければならないこと等とする。 5 市は、犯罪被害者等の支援に係る業務を行う総合的な窓口を設置すること等とする。 6 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、情報の提供等の必要な支援を行うこととする。 7 市は、犯罪被害者等の安全の確保等のため、一時保護その他の必要な施策を講ずることとする。

		<p>8 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、就業の支援を行うこととする。</p> <p>9 市は、犯罪被害者等の支援を行う者の養成その他の支援体制の構築に必要な施策を講ずることとする。</p> <p>10 市は、民間支援団体に対し、情報の提供等の必要な援助を行うこととする。</p> <p>11 市は、支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、支援を行わないことができることとする。</p> <p>12 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定めることとする。</p> <p>○施行期日 平成23年4月1日から</p>
30	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 国民健康保険税の納期ごとの分割金額の算定方法を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき等は、その端数金額等を全て最初の納期に係る分割金額に合算することとする。</p> <p>○施行期日 平成23年4月1日から。改正後の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する旨の経過措置を規定する。</p>
31	秋田市立夜間休日応急診療所条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 夜間休日応急診療所について、指定管理者による管理を行わないこととするため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 指定管理者に関する規定を削る。</p> <p>○施行期日 平成23年4月1日から</p>
32	秋田市手数料条例の一部を改正する件 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）：平成22年5月19日公布、一部を除き平成23年4月1日施行	<p>○改正理由 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）の施行に伴い、一般廃棄物処理施設等における熱回収施設の設置者の認定等に係る申請手数料を定めるとともに、規定を整備す</p>

		<p>るため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処理施設および産業廃棄物処理施設における熱回収施設設置者認定申請手数料（33,000円）を定める。 2 一般廃棄物処理施設および産業廃棄物処理施設における熱回収施設設置者認定更新申請手数料（20,000円）を定める。 3 その他規定を整備する。 <p>○施行期日 平成23年4月1日から</p>
33	<p>秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）：平成22年5月19日公布、一部を除き平成23年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成23年4月1日から</p>
34	<p>秋田市商工業振興条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 市内に本社を有する事業者が行う工場の新設等に係る奨励措置の適用対象者の拡大を図るとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新たに一定の要件を満たす工場、卸売商業施設又は貿易関連施設の新設等について、奨励措置の対象とする。 2 新たに農林水産物の生産等の事業を連携して行う集団の構成員を奨励措置の対象とする。 <p>○施行期日 平成23年4月1日から。改正後の規定は、施行日以後に操業を開始する事業者について適用する旨の経過措置を規定する。</p>
35	<p>秋田市立学校設置条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 岩見三内小学校の岩見三内中学校の敷地内への移転に伴い、位置を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 岩見三内小学校の位置を「河辺岩見字鍛</p>

	<p>治屋敷14番地」から「河辺三内字外川原39番地」とする。 ○施行期日 平成23年4月1日から</p>
<p>36 秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 上新城中学校の廃止に伴い、上新城小学校、上新城中学校共同調理場を廃止するため、改正しようとするもの ○改正要旨 上新城小学校、上新城中学校共同調理場を廃止する。 ○施行期日 平成23年4月1日から</p>
<p>37 秋田市児童館条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 子ども未来部の新設に伴い児童館の管理に関する事務の所管を教育委員会から市長に改めるとともに、保戸野児童館の位置の表示を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 市長は、管理上支障があるとき等は、児童館の使用を制限し、又は停止することができることとする。 2 保戸野児童館の位置の表示を改める。 3 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成23年4月1日から</p>
<p>「 単 行 案 」 27件</p>	
<p>38 平成22年度秋田市一般会計補正予算（第7号）に関する専決処分について承認を求める件</p>	<p>○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・専決処分年月日 平成23年1月12日 ・補正額 400,000千円 ・補正後の一般会計予算額 127,191,874千円 (補正後の除排雪関係経費予算額) 1,200,000千円 ※専決処分した理由 今冬の子予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>

39	平成22年度秋田市一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分について承認を求める件	<p>○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決処分年月日 平成23年1月25日 ・補正額 500,000千円 ・補正後の一般会計予算額 127,691,874千円 <p>(補正後の除排雪関係経費予算額) 1,700,000千円</p> <p>※専決処分した理由 今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
40	平成22年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分について承認を求める件	<p>○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決処分年月日 平成23年2月1日 ・補正額 500,000千円 ・補正後の一般会計予算額 128,191,874千円 <p>(補正後の除排雪関係経費予算額) 2,200,000千円</p> <p>※専決処分した理由 今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
41	平成22年度秋田市一般会計補正予算（第10号）に関する専決処分について承認を求める件	<p>○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決処分年月日 平成23年2月10日 ・補正額 500,000千円 ・補正後の一般会計予算額 128,691,874千円 <p>(補正後の除排雪関係経費予算額) 2,700,000千円</p> <p>※専決処分した理由 今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p>

※提出根拠法：地方自治法第179条第3項

42 包括外部監査契約を締結する件

○平成23年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの

- ・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告
- ・契約の始期 平成23年4月1日
- ・契約金額 10,417,050円を上限とする額
- ・契約の相手 前田正人(資格：公認会計士)

※提出根拠法：地方自治法第252条の36第1項

43 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件

○秋田県市町村総合事務組合を組織する北秋田市上小阿仁村病院組合が平成23年3月31日に解散することに伴い、同総合事務組合規約の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするもの

※提出根拠法：地方自治法第290条

44 字の区域を設置する件

○県営ほ場整備事業（雄和銅屋地区）の施行に伴い、字の区域を設置するため、議会の議決を求めようとするもの

字名	設定区域
雄和相川字相川	雄和相川字銅屋、雄和相川字小谷地、雄和相川字吉田、雄和相川字畑田、雄和相川字大管場、雄和相川字高清水、雄和相川字河原崎および雄和相川字下野の各一部
	雄和相川字中野、雄和相川字新下野および雄和相川字新丸谷地の各全部

※提出根拠法：地方自治法第260条

45 字の区域を設置する件

○県営ほ場整備事業（雄和左手子地区）の施行に伴い、字の区域を設置するため、議会の議決を求めようとするもの

字名	設定区域
雄和左手子字左手子	雄和左手子字尺野木沢、雄和左手子字清水下、雄和左手子字前谷地、雄和左手子字岩城沢、雄和左手子字白川袋、雄和左手子字板沢、雄和左手子字雁道沢、雄和左手子字中野台、雄和左手子字上野および雄和向野字向野の各一部

※提出根拠法：地方自治法第260条

46	秋田市国土利用計画を変更する件	○秋田市国土利用計画を変更しようとするもの ※提出根拠法：国土利用計画法第8条第7項において準用する同条第3項
47	秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 寺内地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
48	秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 旭北地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
49	秋田市雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者を指定する件	○雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 鹿野戸自治会 ・指定の期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
50	秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設の指定管理者を指定する件	○雄和中の沢多目的研修集会施設の指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 中の沢自治会 ・指定の期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
51	秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者を指定する件	○雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 萱ヶ沢自治会 ・指定の期間

		平成23年4月1日～平成28年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
52	秋田市雄和山村交流センターの指定管理者を指定する件	○雄和山村交流センターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 碓田自治会 ・指定の期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
53	秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	○北部市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 北部地域住民自治協議会 ・指定の期間 平成23年5月16日～平成28年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
54	秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	○河辺市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 河辺の郷自治協議会 ・指定の期間 平成23年5月16日～平成28年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
55	秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	○雄和市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 雄和市民協議会 ・指定の期間 平成23年5月16日～平成28年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
56	秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定する件	○河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 河辺地域振興株式会社 ・指定の期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項

57	秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定する件	<p>○河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 河辺地域振興株式会社 ・指定の期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
58	市道路線を変更する件	<p>○重複した市道路線名等を整理するため、市道路線を変更しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更路線 25路線 <p>※提出根拠法：道路法第10条第3項</p>
59	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 4路線 延長 7,858.0m ・認定後の市道総延長 約 1,978Km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>
60	土地、建物等売り払う件	<p>○秋田中央交通株式会社へ事業の用に供する土地、建物等売り払おうとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地 秋田市寺内字蛭根85番97ほか2筆 雑種地等 11,009.22㎡ ・建物等 秋田市寺内字蛭根85番97 事務所等 750.44㎡ ・契約先 秋田中央交通株式会社 ・減額する売払額 鑑定評価額の2分の1の額 ・売払価格 113,951,000円 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
61	土地を交換する件	<p>○中通総合病院の改築計画に伴い、秋田市中通児童館の用に供する土地を交換により取得しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交換に供する土地 <ul style="list-style-type: none"> 所在 秋田市南通みその町1番52ほか1筆 種類 宅地 面積 688.81㎡ 価格 47,500,000円 ・交換により取得する土地 <ul style="list-style-type: none"> 所在 秋田市南通亀の町274番2 種類 宅地

		<p>面積 618.16㎡ 価格 34,900,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交換差金 12,600,000円 ・交換の条件 交換に供する土地には秋田市中通児童館を設置しているため、交換に当たっては、相手方から当該建物の移転補償費の支払を受ける ・交換の相手方 社会医療法人明和会 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
62	秋田市大森山動物園会計への繰入額を変更する件	<p>○大森山動物園会計に対する一般会計からの繰入額（平成22年度）を変更しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 332,407千円以内 ・変更後 351,407千円以内 ・増減額 19,000千円増 <p>※提出根拠法：地方財政法第6条</p>
63	秋田市中央卸売市場会計へ繰り入れる件	<p>○中央卸売市場会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成23年度）を行おうとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金額 23,974千円以内 <p>※提出根拠法：地方財政法第6条</p>
64	秋田市大森山動物園会計へ繰り入れる件	<p>○大森山動物園会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成23年度）を行おうとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金額 366,328千円以内 <p>※提出根拠法：地方財政法第6条</p>
	<p>「追加提案」</p> <p>「人事案」 4件</p>	
65	秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件	<p>○教育委員会委員菊地重昭氏の任期満了（平成23年3月31日付）に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 <p>※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項</p>
66	秋田市監査委員の選任について同意を求める件	<p>○監査委員佐藤憲之助氏の任期満了（平成23年3月31日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・任期 4 年 ※提出根拠法：地方自治法第196条第1項
67	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員鈴木光喜氏の任期満了（平成23年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期 3 年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
68	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員伊藤敬一氏の任期満了（平成23年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期 3 年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項